

# 答 申 書

令和3年度

豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会

令和4年1月28日

豊田市長 太田 稔彦 様

豊田市議員報酬等及び特別職の  
給料に関する審議会

会 長 桑原 英明

豊田市議員報酬及び特別職の給料の額並びに市議会の会派又は議員  
に交付する政務活動費の額について（答申）

令和3年10月18日に貴職から受けました下記の諮問については、次のと  
おり答申いたします。

記

- 1 市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長、事業管理者及  
び常勤の監査委員の給料の額の改定の是非、改定額及び改定の時期について
- 2 市議会の会派又は議員に交付する政務活動費の額の改定の是非、改定額  
及び改定の時期について

## 第1 答 申 内 容

- 1 市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長、事業管理者及び常勤の監査委員の給料の額(以下「特別職等の報酬及び給料の額」という。)の改定の是非、改定額及び改定の時期について

特別職等の報酬及び給料の額を、次のとおりとすることが適当である。

区 分	月 額	改定額
議 長	75万9,000円	据置き
副 議 長	69万1,000円	据置き
議 員	64万2,000円	据置き
市 長	112万9,000円	据置き
副 市 長	95万1,000円	据置き
教 育 長	76万3,000円	据置き
事 業 管 理 者	76万3,000円	据置き
常勤の監査委員	66万4,000円	据置き

- 2 市議会の会派又は議員に交付する政務活動費の額(以下「政務活動費の額」という。)の改定の是非、改定額及び改定の時期について

現行の議員一人当たり、年額60万円を据え置くことが適当である。

## 第2 審 議 経 過

当審議会は、令和3年10月18日に貴職から特別職等の報酬及び給料の額並びに政務活動費の額の改定の是非、改定額及び改定の時期について意見を求められた。

これに対し、当審議会は、平成30年度の審議会以降の社会経済情勢の変化や、国及び他の中核市の状況、並びに豊田市の財政状況や業務の変化など、豊田市を取り巻く諸情勢を総合的に勘案し、別記の参考資料に基づいて慎重に審議した結果、上記の結論に達した。

### 1 審議会開催状況

第1回審議会	令和3年10月18日
第2回審議会	令和3年11月 1日

### 2 指 標

特別職等の報酬及び給料の額について審議するに当たり、特別職等の職務内容とその職責を十分認識するとともに、いわゆる情勢適応の原則や均衡の原則をも勘案し、次の指標を考慮して、適正な額を決定することとした。

- ア 人事院勧告と豊田市一般職の給与改定状況
- イ 国の特別職、国会議員並びに豊田市特別職等の報酬及び給料の額の改定状況とその比較
- ウ 中核市における報酬及び給料の支給状況
- エ 製造品出荷額及び人口と市長給料の相関関係
- オ 豊田市の財政見通し

また、政務活動費の額に関しては、現行の使途基準に照らし合わせて、次の指標を考慮して額の妥当性を審議した。

- カ 各会派における執行状況
- キ 中核市における政務活動費の比較
- ク 議員の活動内容

### 第3 特別職等の報酬及び給料の額についての考え方

豊田市においては、国の税制改正等により財政状況が厳しくなる一方で、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止や経済対策など、特別職等においては、前例によらない舵取りを担っていただいております。その職務は益々多様化、高度化するとともに、その職責も一層重いものとなり、これらに対応するための高度な政策形成能力が求められています。

特別職等の報酬及び給料の額は、その果たすべき役割及び責務に対応することが必要であり、これに加えて、一般職の給与改定、国の特別職の報酬等の状況及び社会経済情勢等を総合的に勘案すべきです。

また、いわゆる情勢適応の原則の観点から、改定の是非を審議するひとつの要素として人事院勧告があり、その動向を踏まえておく必要があります。

令和元年の人事院勧告では一般職の給料が引き上げられ、令和2年及び3年の人事院勧告は据置きとされています。

さらに、均衡の原則の観点から、行政需要や財政規模等が同程度である中核市との状況比較を踏まえることも必要です。

一方、日本経済の状況は、令和2年から新型コロナウイルス感染症蔓延の影響等により、落ち込みが続いており、豊田市も例外ではありません。

また、豊田市における財政状況を見ると、法人市民税の一部国税化等の税制改正や地方交付税の合併特例措置が終了することによる大幅な歳入減となる中で、行政水準を維持させなければならないという厳しい行財政経営が求められているところである。

当審議会では、以上の基本的視点に基づいて、諮問に対する審議を実施した。

#### 1 市長等特別職の給料の額

市長等特別職の給料の額については、一般職員の給与改定と必ずしも連動するものではないが、当審議会では、これまでも前回の審議会後における豊田市の一般職員の給与改定を考慮して給料額改定の答申を行ってきた。この考え方を基本とすると、令和元年の改定状況は0.14%の引上げ、令和2年及び令和3年は据置きであったことから、若干の引上げも見込まれた。

また、今回の審議において、新型コロナウイルス感染症対策等をはじめとした対策に尽力いただいたこと、仕事へのモチベーションの観点からも高い水準が望ましいことなどから、給料の引上げも考え得るものの、経済状況が依然として不透明でこうした状況下での引上げは困難であることから据置きすべきとの意見等が出された。

当審議会として意見をとりまとめるに当たり、豊田市の財政状況、他の中核市の状況、国家公務員を始めとした公務員の給与等を取り巻く環境などの検証、豊田市の現状に関する審議を行った。結果として、特別職の功績は評価に値するものの、経済状況及び財政状況など、豊田市を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあること、市長の現行給料額112万9,000円は、中核市の平均額107万円を上回り、年収額ではトップレベルであること、人事院勧告では、一般職の給料は令和2年から据置きとなっていること、これらのことを総合的に勘案し、市長を始めとする特別職の給料は据置きが妥当であるとの結論に達した。

## 2 市議会議員の議員報酬の額

市議会議員の議員報酬の額については、当審議会ではこれまでも一般職員の給与改定、市長を始めとする特別職の給料の状況、及び均衡の原則の観点から、中核市の報酬額を踏まえた審議を行ってきた。

今回の審議において、「新型コロナウイルス感染症の影響により、中小零細企業や商店の方においては特に厳しい経済状況下に置かれており、賃金の上昇も見込まれない」という意見や、「大きな予算や面積を抱える豊田市の議員ということであればその職責からも、高い給料水準が求められる」との意見等も出された。

当審議会として意見をとりまとめるに当たり、特別職の給料水準や、幅広く多忙な議員活動を考慮すれば、報酬を引き上げることも考え得るものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい経済状況から、据置きが妥当であるとの結論に達した。

## 第4 政務活動費の額についての考え方

現行の市議会議員の政務活動費は、平成30年の報酬審議会答申を受けて令和元年度から一人当たり年額7万円引き上げられ、年額60万円となっている。この額は、62市ある中核市の中で49番目の金額となっており、中核市平均額の1,059,129円を大きく下回っている状況にある。これは、他の中核市の多くが、豊田市の認めていない人件費や備品購入費などを対象経費として認めているのに対し、豊田市においては、調査研究費、広報広聴費、要請・陳情活動費などの範囲に限定していることも要因となっている。

### 1 政務活動費の額

政務活動費の額については、これまでの審議会において、豊田市の政務活動費が使途の範囲を限定しており、透明性の高い運用がされていることが評価され、この限られた使途基準における実績に鑑み、その額は適切であると判断されてきた。

今回の審議において、「積極的に政務活動をしていただきたく、そのための政務活動費が足りないということであれば、配慮すべきであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、思うような政務活動ができていないことから、その見極めが困難であるため据え置くべき」という意見や、「政務活動費の見直しに当たっては、WEBを活用した活動等も見極めたうえでその額を検討すべき」との意見も出された。

当審議会として意見を取りまとめるに当たり、議員の政策提言能力の更なる向上及び議会の活性化のためには、研修や視察等を始めとした政務活動をより充実させるべきであり、そのために必要な活動費は確保すべきであるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、十分な活動ができていない現状では、その要否を判断することは困難であることから、据置きが妥当であるとの結論に達した。

おわりに

豊田市においては、国の税制改正による大幅な税収減が現実のものとなり、より厳しい行財政経営が免れられない中、現に直面している新型コロナウイルス感染症対策や、経済対策、防災対策などを始めとした行政需要は引き続き増加し、新たな行政課題への適切な対応が求められている。

このような社会経済情勢に対応するため、行政経営の責任者としての市長を始めとする特別職、市民の代表である市議会議員及び議会の果たすべき職責は益々増大しており、その行政手腕や議会運営に対する市民の期待は一層高まることが予想される。

こうした状況の中、特別職の方や議員には今後も市政の発展と市民福祉の向上のために、なお一層のご尽力をお願いするものである。

### 令和3年度豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会委員名簿

会 長	桑 原 英 明	(中京大学 教授)
副会長	田 端 稔	(豊田商工会議所 副会頭)
委 員	太 田 芳 彦	(豊田市ボランティア連絡協議会 監事)
委 員	大 橋 一 之	(連合愛知豊田地域協議会 代表)
委 員	古 賀 康二郎	(市民公募)
委 員	鈴 木 悠 介	(豊田青年会議所 理事長)
委 員	中 根 金 良	(あいち豊田農業協同組合 代表理事専務)
委 員	林 哲 夫	(豊田市区長会 理事)
委 員	和 形 寿賀子	(豊田市ファミリー・サービス・クラブ 会計)



## 別記

### 参考資料

- ・ 人事院勧告を受けた給料・賞与の改定状況
- ・ 特別職及び議員報酬額の改定状況
- ・ 国の特別職等の報酬額改定状況
- ・ 中核市における特別職の給料月額及び年収の比較
- ・ 製造品出荷額及び人口と市長給料の比較
- ・ 中核市における議員等報酬の比較
- ・ 政務活動費の改定状況
- ・ 各会派における政務活動費の執行状況
- ・ 中核市における政務活動費の比較
- ・ 豊田市の財政見通し
- ・ 議員の活動内容
- ・ 人口類似中核市における政務活動費及び使途基準等の比較